

奈良県告示第三百六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和三年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

谷田（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地の区域

所在地

生駒市谷田町 一三二七番三（次の図に示す部分に限る。）

〃 一三二七番七（次の図に示す部分に限る。）

〃 一三三二番（次の図に示す部分に限る。）

〃 一三三三番（次の図に示す部分に限る。）

〃 一四四八番（次の図に示す部分に限る。）

〃 道路敷（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び奈良県郡山土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）